

令和2年度

公益財団法人生涯学習かめおか財団

第2回 理事会議事録

公益財団法人生涯学習かめおか財団

公益財団法人生涯学習かめおか財団  
令和2年度第2回理事会議事録

- 1 日 時 令和2年8月20日(木)  
午後1時30分から午後2時15分
- 2 場 所 ガレリアかめおか大広間
- 3 理事現在数 12名
- 4 出席理事数 12名  
(出席理事) 井上満郎 前田逸郎 山本善也  
井口雅子 石野 茂 奥村邦夫  
川勝啓史 坂本信雄 關本卓男  
高瀬尚文 山本隆志 松田 一  
  
(出席監事) 垣岡 治 平田利男  
  
(名誉顧問・亀岡市長) 桂川孝裕 ※途中退席  
  
(事務局) 常務理事 山本善也  
事務局長 広瀬 満  
総務会計課長 野田育代  
企画課長 井尻浩嗣  
運営課長 西岡正志
- 5 会議に付した事件  
第1号議案 公益財団法人生涯学習かめおか財団の運営方針について  
(次期指定管理者制度に係る新法人の申請について)  
第2号議案 理事長、副理事長及び常務理事の職務の執行状況について  
第3号議案 令和2年度第2回評議員会の日程及び場所並びに目的である  
事項等の件

## 6 議 事

事務局長 本日は、皆様方公私共何かとご多用のなか、生涯学習かめおか財団の令和2年度第2回理事会にご出席いただき誠にありがとうございます。

まず、最初に、5月27日付けで新たにご就任いただきました理事をご紹介します。

亀岡市自治会連合会副会長 理事の山本隆志様でございます。  
どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 本日の理事会に係る提出議案及び資料につきましては、お手元に配布いたしております。(資料の説明)

事務局長 それでは、これより理事会を開催いたします。  
定款第32条の規定によりまして、理事長に議長をお願いいたします。  
井上理事長よろしくお願いいたします。

議 長 (理事長 井上満郎)  
本日は、皆様方には、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

本日の会議につきましては、公益財団法人生涯学習かめおか財団の今後の運営方針等につきましてご審議いただきます。  
適切なるご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 本日もご出席いただいております桂川市長からご挨拶を頂戴したいと存じます。  
桂川市長お願いいたします。  
(市長あいさつ)

議 長 ありがとうございます。ここで、桂川市長は公務のため退席されます。お忙しいところ理事会へご出席いただきありがとうございます。

議 長 次に、会議の出席状況につきまして事務局より報告願います。

事務局長 会議の出席状況について報告いたします。  
理事総数12名中12名のご出席をいただいております。

定款第33条第1項の規定の定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

なお、議事録の署名につきましては、定款第34条第2項の規定により本日も出席の理事長、副理事長及び監事の皆様に記名押印をいただくこととなっておりますのでよろしくお願いいたします。

- 議長 これより日程に入ります。  
日程第1、第1号議案、公益財団法人生涯学習かめおか財団の運営方針について（次期指定管理者制度に係る新法人の申請について）事務局より説明願います。
- 常務理事 公益財団法人生涯学習かめおか財団の運営方針について（次期指定管理者制度に係る新法人の申請について）説明
- 議長 事務局からの説明は以上のおりであります。
- 議長 この議案につきましてご質疑ございませんか。
- 坂本理事 公益財団法人と一般社団法人とは根本的な役割や性格が違うが、メリット・デメリットについて検討されましたか。
- 常務理事 公益財団法人は社会全体に有益な公益事業を中心に展開していく団体で、公益事業の割合が総事業費用の5割以上でなければならないことから、事業を実施していくうえで制限を受ける部分がある。一般社団法人は、公益事業、収益事業とも特に制限がなく行える団体なので、これまで以上に収益事業を展開していけるという点がメリットである。デメリットとしては、2つの法人になることにより今までは1つでよかった法人会計にかかる事業が、それぞれの法人に必要なことから経費を要するという点であります。
- 坂本理事 組織の改変や見直しをただけでは利用者の利便性などが見えてこない。組織の改変だけでなく新たなプログラムの検討をされましたか。
- 常務理事 今後、亀岡コンベンションビューローと財団とが一体化することによって新たな市民活動を推進できる自主事業、ガレリアかめおかの利活用に繋がる事業を実施していきたい。
- 關本理事 生涯学習かめおか財団は今後、自主事業だけを目的にするという事なのか。

また、施設管理や貸館については、亀岡コンベンションビューローに任せるという事なのか。すみ分けが理解しにくい。

常務理事 生涯学習かめおか財団はこれまで生涯学習事業とガレリアかめおかの管理運営も行ってきた。生涯学習事業として市民大学などの三大シンボル講座や文化芸術事業など現在展開している事業は生涯学習かめおか財団が今後展開していく。新法人は、亀岡コンベンションビューローと財団から職員が何名か新法人に出向して、施設管理や貸館事業と併せて新たな事業展開をしていきます。

石野理事 今までは、財団が生涯学習施設を運営していることによって、生涯学習事業をスムーズに展開できていた。施設を運営することが生涯学習の振興に寄与してきた。今後、施設の管理運営と生涯学習事業が別の法人で運営することになったとしても、生涯学習を推進していく観点からは、施設の利用も含めそれぞれの法人の連携が重要になってくる。連携を保証していくという仕組みをどのように考えているか。

常務理事 生涯学習かめおか財団は定款に定められている通り、生涯学習の機会や情報提供、住民交流活動の支援や促進等に必要事業を行うことによって、生涯学習、協働のまちづくりを推進するための団体である。その目的を達成するために具体的な事業が示されている。その中に、生涯学習施設の管理運営も事業の1つとして掲げております。ガレリアかめおかが竣工してから財団が生涯学習事業の推進と合わせて運営管理も担ってきた。指定管理者制度は平成18年度から導入され、指定管理者を公募して、その中から管理者を選定する。選定された業者がその業務を行うという形になっています。この制度の導入により必ずしも生涯学習事業の実施と施設管理が一体的にしていくというのは約束されたことではありません。そのことも踏まえ、亀岡コンベンションビューローは亀岡の多くの資源を生かして、会議や誘致事業の開催支援をし、地域の活性化につなげていく事業展開を掲げているが、現状このような事業がしにくい部分がある。その中で、財団の施設管理部門と一体的になることによって、より効果的な事業展開を図れることが可能で、施設管理についてはこれまで通り財団のノウハウ、経験を活かしてガレリアかめおかの施設利用の促進に繋げていきたい。このような思いを持って新法人で指定管理者の申請を行っていききたい。生涯学習の推進に繋がる事業実施については、ガレリアかめおかを拠点として実施してきたところであり、新法人が施設管理を行うとしても、これまでどおり連携した対応を行うこととしています。

- 石野理事 組織が2つに分かれたとしても、生涯学習事業がしっかりと進めていけるように、2つの組織がうまく連携を仕合ながら支え合いながら事業を展開していける体制を絶えず意識しながら作り上げて行くということが大切になってくると思うのでよろしくお願いします。
- 山本隆志理事 公益財団ではできない事業を新法人の一般社団法人ではできるという事で積極的な事業ができるのではないかと思う。公益財団と一般社団法人との仕分けはわからないが、事業を比べるとビューローの定款（案）には第2章目的及び事業の第4条（2）コンベンション等の誘致及びそのための広報宣伝活動ができると書いてあるが、公益財団法人の定款にはそのような事業ができるとは書いていないので、これを生かして積極的に事業を展開していけるという理解でよいのか教えていただきたい。
- 常務理事 公益財団法人では公益財団であるが故に大きく収益事業を展開していきにくい、一般社団法人であれば、コンベンション等の誘致、広報宣伝を含めた新たな住民活動などこの施設がより賑わい活用されより幅広く事業展開していけるという事で次期指定管理者は考えていきたい。
- 議 長 公益財団には厳しい縛りがあるので、公益財団が担ってきた多くの部分を新法人へ移行する。その趣旨は、自由な立場で事業を展開していける。だからこそ、石野理事がおっしゃられた通り、生涯学習かめおか財団との連携を取っていくという事が大切になってくると理事長として思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。
- 議 長 他に質疑はございませんか。  
無いようですので、これよりお諮りいたします。  
第1号議案、公益財団法人生涯学習かめおか財団の運営方針について（次期指定管理者制度に係る新法人の申請について）承認することに賛成の方は挙手願います。  
（挙手全員）
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。
- 議 長 次に、日程第2、第2号議案、理事長、副理事長及び常務理事の職務の執行状況について議題といたします。

事務局より説明願います。

企画課長 理事長、副理事長、常務理事は毎事業年度において、職務の執行状況を理事会に報告しなければならないこととなっています。  
このため、現状の業務の執行状況を報告することとします。  
(資料 令和2年度事業報告(中間)に基づいて報告)

議長 長 事務局からの説明は以上のとおりですが、ご質疑ございませんか。

坂本理事 来年もコロナの影響があるとすれば、利用料収入の減少はまだまだ続くわけですが、公益財団法人であれば、行政(市役所)サイドからの補填があると思うのですが、一般社団法人でも補填はしてもらえるのかどうか確認したい。

常務理事 コロナの影響による減収補填分は市と調整している。一般社団法人であっても補填は可能と考えております。

議長 長 他に意見はございませんか。  
(意見なし)  
それでは、ご質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。  
第2号議案、理事長、副理事長及び常務理事の職務の執行状況について、本案原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)

議長 長 挙手全員ですので、第2号議案は原案のとおり承認されました。

議長 長 次に日程第3  
第3号議案、令和2年度第2回評議員会の日程及び場所並びに目的である事項の件について議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局長 評議員会の開催について、定款第17条の規定により理事会の決議を求めることを説明。

日 時 令和2年8月31日(月)午後1時30分開始

場 所 ガレリアかめおか2階 大広間

目的である事項等

- ・公益財団法人生涯学習かめおか財団の運営方針について  
(次期指定管理者制度に係る新法人の申請について)

・理事の選任

議 長 事務局からの説明は以上のとおりですが、ご質疑ございませんか。  
(意見なし)  
それでは、ご質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。  
第3号議案、第2回議員会の日程及び場所並びに目的である事項等の件について、本案原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、第3号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 以上をもちまして、本日の理事会の日程は全て終了いたしました。  
皆様方のご理解とご協力により円滑なる議事進行ができましたことを厚く  
お礼申し上げます。  
最後に、前田副理事長より、閉会のお言葉を頂戴いたしたいと存じます。  
前田副理事長よろしく申し上げます。

前田副理事長 閉会のあいさつ

事務局長 以上で理事会を終わらせていただきます。  
本日は、誠にありがとうございました。

以上



定款第34条の規定に基づき署名押印する

令和2年8月20日

公益財団法人生涯学習かめおか財団 理事会

議 長 印  
(理事長)

議事録署名人 印  
(副理事長)

議事録署名人 印  
(監 事)

議事録署名人 印  
(監 事)